

# 「満州国」における水豊ダム建設

(The Construction of the Sup'ung Dam in Manchukuo)

広瀬 貞三\*

## 目次

- はじめに
- 1・満州国における鴨緑江開発計画
  - (1) 鴨緑江開発計画の進展
  - (2) 「鮮満一如」と鴨緑江開発
  - (3) 水豊ダム施工体制の整備
- 2・水没地と満州国住民の移住
  - (1) 安東省公署による用地買収
  - (2) 水没地住民の移住
  - (3) 残留住民への圧力
- 3・労働者の大量動員と現場の労働・生活
  - (1) 大規模な労働力動員
  - (2) 現場の警備
  - (3) 現場での労働と生活
- おわりに

## はじめに

水豊ダムは1937年から44年（41年に一部発電開始）にかけて、朝鮮総督府（以下、総督府と略す）と傀儡「満州国」（本来は括弧を付すべきだが、煩雑になるため以下では省略する）政府が共同で、当時の「国際河川」である鴨緑江に築いた大ダムである。実際には後述するように、日本政府の国策によって建設されたものである。水豊ダムは重力式コンクリートダムで、高さ106・4m、長さ899・5m、堤体積311万m<sup>3</sup>という当時世界最大級であった。水豊ダムによって堰き止められた河水を朝鮮側に設置した水豊発電所に導き、最大出力70万kW（実際には60万kWに留まる）を得ようとした。

これまで水豊ダム建設は、日本による朝鮮支配において成功した巨大開発の一事例として位置付けられてきた。<sup>(1)</sup> だが、開発の背後にある地域社会への影響はほとんど等閑視されてきた。私は水豊ダム建設の全体像を再構成するため、水没地と移住問題、鴨緑江の流筏問題、ダム建設の過程などを明かにしてきた。<sup>(2)</sup> しかし、水豊ダムが朝鮮側の日本壘系企業によ

\*HIROSE, Teizou [情報文化学科]

って建設、運営され、総督府の影響が大きかったため、主に朝鮮近代史研究の範疇で語られてきた。一方、満州国史においても水豊ダム建設が日本による満州国支配の「成果」として語られるだけで<sup>(3)</sup>、満州国が具体的にどのようにかかわったのかはほとんど明かではない。水豊ダム建設が総督府と満州国の共同事業であった以上、その全体像を解明するためには満州国が水豊ダム建設にどのように関与したのかを解明することが必要である。

本稿ではこのような問題意識から、次ぎの三点を明かにしたい。第一には、満州国における水豊ダム建設計画がどのように提議され、総督府との関係がいかなるものであったかである。第二には、満州国が水没予定地住民へどのような対応を行なったかである。用地買収と「北満」移住の経過を明らかにする。第三には、水豊ダム建設に動員された労働者がどのように集められ、いかなる労働条件にあったかである。

## 1章・満州国における鴨緑江開発計画

### (1) 鴨緑江開発計画の進展

日本は日露戦争の勝利により東清鉄道の南半分を手中に取めると、1906年11月東満州鉄道株式会社（以下、満鉄と略す）を樹立した。満鉄は鴨緑江の水利資源に注目し、16年、17年と二度、鴨緑江調査隊を送った。満鉄はその後も各地域の水力資源の調査を進め、21年に『満州の水力資源』を刊行した。<sup>(4)</sup>

31年9月18日、日本は柳条湖事件によって、中国東北部への侵略を開始した。軍事的な勝利により東北三省は日本軍の手に完全に掌握された。この結果、日本は1932年3月1日に満州国を作りあげた。これによって日本は鴨緑江の左岸（朝鮮側）ばかりでなく、右岸（満州国側）も支配下に治めたのである。

満州国政府は電源開発のため34年10月多くの電気会社を統合し、満州電業株式会社（資本金6000万円）（以下、満州電業と略す）を設立した。<sup>(5)</sup>

34年12月に南次郎が関東軍司令官兼駐滿特命全權大使、関東長官に赴任した。南は赴任に先立ち「対滿政策遂行に関する意見」を提出し、この中で、「日滿経済会議（委員）」の設置をうたった。35年7月に日本と満州国は「日滿経済共同委員会設置に関する協定」を結び、「日滿経済共同委員会」を設置した。<sup>(6)</sup>

満州国内で実業部臨時産業調査局と国道局が長期的な水力調査に乗り出した。また、満鉄

計画部も比較的早くから水力電源の基礎調査に手をつけていたが、この時期に一層強化した。同じく、満州電業も社内に企画局を設けて、電源調査と開発計画の立案を行っていた。<sup>(7)</sup>

中でも特異だったのは、実業部臨時産業調査局の技師安倍孝良だった。安倍は水力電源調査班の主任者として第二松花江、太子河、遼河、鴨緑江などの水源地調査を行なった。安倍は上司である実業部鉱工司長椎名悦三郎、さらには産業部次長岸信介から強い信頼を得ていた。また、関東軍司令官南次郎、参謀長板垣征四郎も無条件にこれを受け入れたという。安倍は満州国内の電源開発を託す人物は朝鮮窒素の野口遵しかいないと考え、これを機会あるごとに満州国要人に進言していたという。<sup>(8)</sup>

35年11月、満州国と総督府は、鴨緑江共同開発をめぐる第1回目の交渉を密かに開始した。<sup>(9)</sup> 鴨緑江開発に関心をもった満州国は36年3月と6月、本格的な鴨緑江の水力調査を行なった。実業部、満鉄、満州電業の三者合同により、鴨緑江本流と支流渾江を詳細に調査した。<sup>(10)</sup>

満州国では36年9月の湯岡子会議で関東軍、満鉄経済調査会、日満財政経済研究会の経済計画案が検討された。重工業化を進めることを目標に、陸軍省軍務課は36年12月、「満州産業開発5ヶ年計画取扱要綱」を決定した。この中では、鉄鋼・石炭とならび、電力業と電力多消費産業が重要な位置を占めていた。当初計画は、36年末の生産能力として、鉄鋼、鉄鉱石、石炭、液化燃料、アルミニウム、マグネシウムなどの目標値を定め、このために電力業も400万KWという巨大な電力が必要となった。5ヶ年計画は満州国における電力産業のあり方に大きな変化を引き起こし、水力発電の開発の契機となった。<sup>(11)</sup>

満州国内の水力発電所工事を推進するため、満州国は37年4月国務院に水力電気建設局（初代局長直木倫太郎、2代本間徳雄）を設置した。水力電気建設局は「河川総合開発」の具体化に着手し、第二松花江、牡丹江、渾江の開発を進めた。最初の目標は、第二松花江における豊満ダム・豊満発電所の建設だった。豊満ダムは水力電気建設局の直営によって、1937年11月から工事が始まった。豊満ダムは重力式コンクリートダムで、高さ91m、長さ1110m、ダム堤体積220万 $\text{m}^3$ 、豊満発電所は70万KWである。水没地域は150 $\text{km}^2$ 、水没戸数は8400戸という壮大な規模である。<sup>(12)</sup>

満州国は急速大規模な電源開発の必要に迫られ、鴨緑江の電源開発に強い関心を示した。安倍の提言を受けて、関東軍、実業部で検討した結果、その実現を朝鮮の野口遵に託すことになったと思われる。36年「夏頃」、関東軍から朝鮮軍を通じて、朝鮮窒素の野口遵に対し松花江水力開発のために長津江水電の久保田豊常務を満州に送るようにいつてきた。野口は

「これは鴨緑江開発の下相談にも好機会である」と考え、久保田を新京へおくった。久保田は事前に宇垣一成総督にも鴨緑江開発計画を説明していた。久保田は関東軍の板垣参謀長や満州国政府要人と会って、松花江以外にも鴨緑江開発の説明をした。この後、野口が直接新京へ行き、満州国側と話をつけたという。<sup>(3)</sup>

もともと朝鮮側でも朝鮮窒素の野口を中心に、新たな水力開発として鴨緑江に関心を向けていた。朝鮮窒素は朝鮮内の水力開発のために26年朝鮮水電を設立し、赴戦江開発を行なった。さらに33年に長津江水電を設立し、長津江開発をおこなった。野口、久保田が次ぎに目を向けたのが鴨緑江だった。34年2月、長津江水電の久保田は朝鮮軍司令官小磯国昭を訪問し、鴨緑江開発を依頼した。<sup>(4)</sup>

宇垣総督は総督府と満州国による鴨緑江共同開発の第1回交渉の直前である35年10月、次ぎのように述べている。「朝鮮は実に今は時処を得て居る。(中略)立場は大陸の棧橋であり日満間の鐘であり、日満不可分関係を基準としたる範囲に於ては其の心臓部に相当して居る。実に天与の処を得て居る」。<sup>(5)</sup> 朝鮮の電力事業と工業化政策を進めていた宇垣総督にとって、鴨緑江開発は視野に入っていたと思われる。

## (2)「鮮満一如」と鴨緑江開発

満州国、総督府、長津江水電で進んでいた鴨緑江開発計画をさらに実現に近づけたのは、36年8月関東軍司令官南次郎が宇垣総督の後を襲い、第7代朝鮮総督に就任したことである。新たに総督府の首脳となった大野緑一郎政務総監、塩原時三郎秘書官（後に学務局長）はいずれも満州国で各々、関東軍筆頭顧問・関東局総長、関東長官秘書官・満州国総務庁人事処長を勤めた経験をもっている。この「満州トリオ」が「鮮満一如」を強力に押し進めた。

36年9月、総督府と満州国は鴨緑江の初の共同調査を行なった。朝鮮側は総督府、長津江水電の関係者、満州国側は実業部、国道局、満州電業の関係者であり、いずれもすべて日本人技師である。一行は鴨緑江の最上流の恵山鎮から下流の義州まで舟で下り、各堰堤予定地を視察・調査した。朝鮮側は堰堤地として水豊を推したのに対し、満州側は青水、碧潼、渭原の3ヶ所を推した。しかし、最終的には出力が大きく、比較的便利で工事が容易な水豊を第1の建設地点とすることに決定した。<sup>(6)</sup>

36年10月、朝鮮で「朝鮮産業経済調査会」が開催され、朝鮮の工業化について本格的な論議がなされた。この席には日本、満州国、関東軍、満鉄、朝鮮などから50名の財界人が集まった。南総督は松岡洋右満鉄総裁と、「鮮満経済の協力に関する諸問題」について会談を進め

た。36年10月29日、南総督は満州国図們の日本領事館で後任の植田鎌吉関東軍司令官と会見し、①「鮮満一如」の具現方法、②朝鮮・満州国産業経済の不可分関係の強化、③国防と治安、とくに「匪賊討伐案」、などに関して意見交換をおこなった。同時に、東条英樹関東軍憲兵司令官と三橋孝一郎総督府警務局長の間で、国境警備（「匪賊討伐」）と密輸防止に関して会談が行なわれた。これによって「国境」の抗日武装勢力に対する共同作戦が開始することになる。36年11月、松岡満鉄総裁は南総督を訪問し、①北鉄委譲、②鴨緑江水電計画、③移民政策、などに関して意見を交換した。<sup>(17)</sup>

このように鴨緑江開発は「鮮満一如」の象徴として、急速に実現に向って動き出した。36年12月、「鴨緑江・図們江架橋に関する協定」が総督府、満州国間で調印された。これは両国が今後7年間で鴨緑江、図們江に14橋を架設するという壮大な計画だった。14橋のうち朝鮮側が6橋（鴨緑江4、豆満江2）、満州国側が8橋（鴨緑江4、豆満江4）を分担して建設することになった。これが完成すれば、朝鮮・満州国間の交通・経済などは一層緊密になることが予想された。<sup>(18)</sup>

37年1月総督府と満州国間に「鮮満鴨緑江共同技術委員会」（以下、「共同技術委員会」と略す）設置に関する覚書が調印された。総督府内務局と満州国交通部がそれぞれの主務局となり、鴨緑江の河川調査・測量・航路の開設・維持・改良などの事業を共同で行うものだった。37年4月になると総督府と満州国政府の要人が相互訪問を行い、関係はさらに深まる。4月15日に満州国宮内府大臣熙治が朝鮮を訪問し、南総督と会見する。4月20日に松岡満鉄総裁は再び、朝鮮を訪問し、南総督と会見する。4月21日満州国國務総理張景恵が朝鮮を訪問し、南総督と会見する。<sup>(19)</sup>

37年4月南総督は新たな朝鮮統治の方針として、「国体明徴」「鮮満一如」「教学作振」「農工併進」「庶政刷新」と、いわゆる「五大政綱」を発表した。次いで、37年5月、南総督は昭和天皇に対して「朝鮮統治五大政綱」を上奏した。南は「鮮満一如」に関して、「日満一体必然の内容として鮮満一如の実体の成立を切要とす。（中略）今や鴨〔緑江〕豆〔満江〕二江は之を国境と謂わんより、寧ろ鮮満を兄弟爾如の誼に繋ぐ親和の紐帯」とまで明言している。こうした南総督の意図は「満州国との協力を進め、鮮満国境を事実上撤廃し経済的に一体化しようとする柱」<sup>(20)</sup> だったといわれている。南の「鮮満一如」政策について、「当初中央に於いて偏見、または誤解から種々論議された」<sup>(21)</sup> という。おそらく南が関東軍、朝鮮軍を中心として、朝鮮と満州国の経済的、軍事的な一体化を構想していると疑われたのではないかと思

われる。これを裏付けるように、37年8月に近衛文麿総理は「最近南朝鮮総督と植田関東軍司令官の両方から、北支に新たに政権を樹立する運動の建白書が出た。勿論こんなものを取り上げる必要はないけれど、一種の倒閣運動の前提と見てもいいやうに感じられる」<sup>22</sup>と語り、総督府と関東軍の連携した動きに注目している。

鴨緑江開発をめぐる、総督府と満州国は35年11月の第1回目の交渉以来、新京、京城で「互ニ関係当局者ガ会同シ」、懇談、折衝、協議を行った結果、37年4月の第5回交渉において「相当ノ曲折ヲ経テ漸ク具体的計画ニ付両者ノ意見一致シ」たのである。鴨緑江の電源開発に関する原案は、事前に各機関に打診された。総督府は拓務省、外務省など関係中央部に回り、了解を得た。また、満州国は陸軍省、対満事務局などの了承を得ていた。<sup>23</sup>

この結果、37年8月総督府と満州国は鴨緑江開発に関する二つの文書を調印した。一つは、総督府の大野政務総監と満州国の呂栄寰産業部大臣との間で「鴨緑江及図們江発電事業ニ関スル覚書」を調印した。もう一つは、総督府通信局長、財務局長と満州国産業部次長、経済部次長の間で「鴨緑江及図們江発電事業ニ関スル覚書実施ニツキ諒解事項」を調印した。これらの内容は、①両河川の電源開発に関して、日本国は朝鮮鴨緑江水電に、満州国は満州鴨緑江水電に共同経営を許可する、②共同で水力を開発する、③資本金は折半して双方から出す、④許可期間は35年とする、④電力は両地へ折半して供給する、というものだった。水豊ダム建設は満州国と総督府の共同事業の形式をとったが、実際には日本政府の総力を挙げた一大開発計画だったのである。<sup>24</sup>

### (3) 水豊ダム施工体制の整備

鴨緑江開発の具体的な計画は、37年1月総督府と満州国間に設置された共同技術委員会で検討された。特に、水豊貯水池の締め切り、水豊ダム工事の実施設計などを協議した。ダム工事に関しては、38年8月に技術委員会が設立された後、その決議事項がそのまま承認された。満州国側の委員長は、土木局第二工務処長原口忠次郎だった。共同技術委員会の席上、原口は二つのことを提唱した。第一に水豊ダムのブロック施工に関し、鴨緑江水電は早期発電のため、まず水圧に耐える最小限度の断面で階段状に築き上げ、その後発電しつつこの断面にコンクリートを上乘せする工法を提案した。しかし、原口はダムのストレスが一体に働かないとして反対した。第二には、鴨緑江本流に7ヶ所のダムを建設すると、人工洪水を誘発するおそれがあるので、ダム相互間の放水量と放水時間との関連性を充分研究することを提案した。<sup>25</sup>

37年8月水豊ダム工事を担当する会社として、朝鮮鴨緑江水力電気株式会社・満州鴨緑江水力電気株式会社（社長・初代野口遵、2代久保田豊）が設立された。（以下、双方を総称して「鴨緑江水電」と略す）。両社の資本は各々5000万円とし、合計1億円である。資本金の出資は、満州国、東洋拓殖株式会社、朝鮮水電、朝鮮送電の4社（者）である。社長には野口、常務取締役には久保田、陳悟（満州国総理）が就任した。両社は別法人となっているものの、実際には役員・従業員などは共通で、野口遵らが双方の社長・理事を勤めたように一つの会社であった。<sup>20</sup>

水豊発電所建設は鴨緑江流域に与える影響が大きいため、37年5月総督府は政務総監を委員長とし、各局長などを委員とする「朝鮮総督府鴨緑江水力発電開発委員会」（以下、「開発委員会」とする）（大野緑一郎委員長）を設置した。また、技術的な指導を受けるため日本で最高の技術者を集めて、38年8月「鴨緑江堰堤技術委員会」を設置した。初代委員長は元内務技監中川吉蔵（世界堰堤会議日本部会長）が就任し、後に元内務技監谷口三郎が第2代委員長となった。（以下、「技術委員会」とする）技術委員会は3回の会議を開き、水豊ダム建設計画の詳細について検討した。満州国からは、直木倫太郎（交通部）、原口忠次郎（同）、本間徳雄（水力交通部）、高野宗久（産業部）が臨席した。<sup>21</sup>

巨大な工事受注を目指して、満州土木建築業協会理事長であり、榊谷組組長の榊谷仙次郎は総督府や野口遵に対し、「鴨緑江水力工事は出資、満州、朝鮮半々なるをもって、工事は鮮満両国の適当の組に指名に相成る様」働きかけた。しかし、野口は「自分の方には指定請負人、間、西松、松本の三組ある。之で充分だと思ふから、鴨緑江工事には此の三組にやって貰う」<sup>22</sup>と拒絶した。最終的に、日本窒素の工事を一貫して受注してきた、間組、西松組、松本組が特命で受注した。工事は水豊ダムを二分し、朝鮮側は間組、満州側は西松組が担当した。ダム建設以外の付帯工事は、主に満州側（流筏設備、鴨北鉄道）が西松組、朝鮮側（水豊発電所、平北鉄道）を間組が担当した。また道路工事には松本組、さらには40年に間組から独立した一ノ宮近蔵がたてた一ノ宮組も参加した。<sup>23</sup>

満州国側を担当した西松組（林米七社長）は14年の創業以来、朝鮮窒素が朝鮮内で進めた電源開発（赴戦江、長津江、虚川江）を間組とともに、一手に引受けていた。西松組は37年9月、鴨緑江堰堤工事事務所（満州国安東省）を置いた。所長は初代小橋朝雄、二代小林光鎮である。その後、工事の拡大につれて、順次4つの出張所（新義州、九寧浦、長甸河口、拉古哨）を設置した。工事の最盛期には西松組の社員は80名を越え、全社員の一割を越えるなど、

西松組にとって戦前最大の土木工事だった。<sup>60</sup> 配下として工事にあたったのは、庵下政吉（土工・鳶）、成澤吉彌（土工）、宮崎好鶴（土工）、宮崎新一（土工）、庵下栄之助（土工）、中園新吉（木工）、甲斐亀喜（運送）、新井晩来（運送）などである。<sup>61</sup>

## 2章・水没地と満州国住民の移住

### (1) 安東省公署による用地買収

水豊ダムの完成によって、朝鮮・満州国の双方に各々3000坪、計約6000万坪（約198km<sup>2</sup>）の水没地が生じ、水没戸数は約1万5000戸、水没地住民は約7万人にも達した。38年7月の時点で、朝鮮側の水没地は平安北道の朔州、昌城、碧潼、楚山、渭原の5郡にまたがり、浸水面積は3212万1212坪（約106km<sup>2</sup>）、水没戸数は5136戸、水没地住民は3万2780名だった。<sup>62</sup> 満州側の水没地は安東省の寛甸県と桓仁県の一部で、約300万坪（約99km<sup>2</sup>）、水没戸数約5800戸、水没地住民約4万人と推定された。水没地域は、安東省寛甸県の永甸村、石桂子村などである。<sup>63</sup>

安東省は満州国の最南端に位置し、以前の奉天省に属した11県によって構成され、鴨緑江右岸に沿って細長く展開する。この地帯は「東辺道」と呼ばれた地域の大部分を占める。39年7月通化省の新設にともない5県が割譲され、同年12月に安東市が誕生したため、1市5県となった。寛甸県はほとんど平野がなく、山腹を利用して大豆、小豆、包米、高粱などを栽培し、朝鮮人農民によって水稻が多少耕作されていた。桓仁県は山が多く、高粱、大豆、包米などが特産物である。<sup>64</sup>

鴨緑江水電は朝鮮側では平安北道庁と協力して補償問題を進めたのに対し、満州側については満州国に対し補償を総額で一括して任せた。<sup>65</sup> 37年10月、水豊ダム建設工事は満州国住民の意向をなんら問うことなく急遽始まった。38年3月安東省公署は「調査委員会」を開催し、4月初旬から実地調査を行うことに決定した。水没地住民に対しては、鴨緑江水電の補償だけでなく、満州国でも移住費用と補償金を支払うことに決定した。<sup>66</sup>

安東省公署は38年3月から経費18万円で、水没地の実情調査を開始した。安東省公署は、「土地建物調査班」、「宣伝宣撫班」、「住民処理班」の3班を置いた。土地建物調査班は安東省公署の土地係崔謹愚、白用得など数十名が担当した。彼らは38年5月25日安東県から水没地の寛甸県に出発した。土地建物調査班は事務所を浦石洞に置き、実態を調査した。6月1日には他の2班も安東県から現地に出発し、本格的な調査に乗り出した。「宣伝宣撫班」は水没地住



民を対象に、講演と映画で宣伝する予定だった。<sup>37)</sup>

安東省公署は38年4月から12月まで、水没地住民の申告を基礎にして第1回査定をおこなった。第1回査定の結果は、水没地域は7万8000町歩（約77万4540㎡）、土地家屋補償費・移住費は約500万円だった。しかし、後に「各方面の不満があり」、一切白紙に戻して再調査をすることにした。<sup>38)</sup>

38年8月、安東省公署は「水没地区処理幹事会」において、以下のような「宣撫要領」を決定、「鴨緑江水電工事に關する水没地区現住民に告ぐ」と題するパンフレットを水没地住民に配付し、宣撫工作に乗り出した。

- 「1・農民に水電工事は近代産業上重要なものであることを認識させること。  
 2・移転時に携帯不能の不動産に対しては、村長協議下で適当に補償すること。  
 3・移動に要する一切の費用は全部支給すること。  
 4・労働者として極力転換をさせること。  
 5・水電工事完成後は、諸工場に水没地住民を優先的に就業させること。」

この時点で安東省公署は、満州側の水没戸数は1万余戸、水没地住民は5万名と推定した。当初は水没地住民5万名をすべて移住させる計画で、38年内に約5千名、39年に約2万名、40年に残り2万5000名と予定していた。<sup>39)</sup>

安東省公署は39年9月、「協和会水没地住民宣撫本部」（総指揮・崔活）を寛甸県小浦石河口に置き、現地で宣撫準備工作を行った。同年11月から、本格的な組織活動を展開した。宣撫本部は寛甸県内の水没6村（永甸村・浦石河村・白菜地村・石桂子村・大青甸村・下漏河村）に「水没地住民弁事処」を組織し、20名の協和会指導メンバーを配置した。特に水没戸数が700戸をこえる白菜地村、石桂子村の2村には、朝鮮人指導員2名を各々駐在させた。これはこの地域に朝鮮人が多かったためであろう。

宣撫活動では「固定宣撫工作」以外に、「遊説宣撫工作」として宣撫本部の一行が各村落を巡回し、「映画で、講演で、鴨江水電工事が世界的に偉大であることを、そして興亜大建設に水力電力の重大性を知らず、彷徨する水没地住民たちに」説いてまわった。宣撫本部では40年4、5月までに全水没地域の工作を終了する予定であった。<sup>40)</sup>

満州側の補償基準がいつ決まり、それが朝鮮側のそれと同じだったのか、異なっていたのかは不明ではない。いずれにしても、39年9月までに基準が作成されたと思われる。安東省公署は39年10月から12月までに水没予定地の第2回査定を行ない、その結果を40年2月に発表し

た。これによると、水没地域は8万1000町歩（約80万4330m<sup>2</sup>）、水没戸数5860戸、水没住民3万9000名、土地家屋補償費・移住費610万円である。第1回土地査定と比べて、水没地域は3000町歩、水没戸数と水没地住民は「若干増加」し、土地家屋補償費・移住費は110万円、各々増加した。土地家屋補償費・移住費610万円の内、460万円は土地家屋の補償金で、150万円は移住費に充てることにした。第2回査定で増加した土地は大部分、「浮多地」や「未申告地」だった。第2回査定では申告に適正をきすため、「連座申告制」を採用した。<sup>(4)</sup>

## (2) 水没地住民の移住

安東省公署は40年2月、水没戸を満州国内の「北満」に移住する方針を最終決定した。水没5860戸の内、移住戸数は2750戸（46.9%）である。この内2400戸（移住戸数の87.2%）は滨江省の五常、葦河、珠河、延寿、木蘭など5県へ、300戸（同22.8%）は吉林省の乾安、長嶺両県へ、各々移民することになった。移住はすみやかに行き、残留者も40年4月までに全て移送を完了することとした。また、水没地内の朝鮮人の中で「北満」への移民を希望しない300戸は、付近の鉸山に坑夫として斡旋することになった。<sup>(4)</sup>

満州国側の水没地域住民は、第2回査定結果が公表される以前の39年11月から臨時列車で「北満」の滨江省、吉林省へ移住を開始した。満州国側が予定した移住戸数2750戸の内、2600戸に関する資料が表1である。

表1・満州側水没地住民の移住先（1939年11月～1940年5月）

月 日	地 名	戸 数	人 数
11月10日、13日、16日、19日	滨江省葦河県朝屯	600戸	3900名
11月22日、25日	滨江省珠河県大猪園	300戸	1950名
11月28日	滨江省延寿県桃山秋皮屯	200戸	1300名
12月1日	滨江省延寿県	200戸	1400戸 (朝鮮人のみ)
12月4日	吉林省乾安県	150戸	975名
12月7日	吉林省長春県	150戸	975名
12月10日、13日、16日	滨江省五常県沙子河	500戸	2250名
5月1日	滨江省木蘭県葉古屯	100戸	650名
5月4日、8日、12日	滨江省木蘭県	400戸	2600名
合 計		2600戸	16000名

（「満州側水没地農民 二万名北満に移植」『東亜日報』1939年11月2日付）

表1の数を省別にみると、浜江省は2300戸（88・5％）、1万4050名（87・8％）、吉林省は300戸（11・5％）、1950人（12・2％）となる。満州側水没地農民はまず馬車で安東県の「永甸宿舍」に集められ、ここから小型自動車で安東まで行き、さらに鉄道で満州国の奥地に運ばれた。<sup>(43)</sup> こうした移住民は浜江省公署の場合、開拓庁が受け入れを行なった。浜江省公署では39年11月以来、約1700戸を省内の5県（五常、葦河、珠河、延寿、木蘭）に割り当てて、移住させてきた。ところが、40年1月20日に葦河県への移住民157名が突然ハルビン駅に到着した。浜江省公署は事前に連絡を受けていなかったため、「移住民輸送史上未曾有」の事態となった。このため急遽、駅前の福順棧に全員を収容した。<sup>(44)</sup>

### (3) 残留住民への圧力

満州国は39年11月から一部水没地住民の移住を開始した。しかし、水没地住民たちの反対は根強かったようで、40年2月の時点でも現地に「四割以内の自作農以上層の住民が残っていた。彼等は土地家屋問題と債務整理問題で仕方なく滞在せざるを得ない事情」があったという。下層民が比較的早く移転に合意したのに対し、自作農以上は移転費問題で安東省公署と対立していたのであろう。<sup>(45)</sup>

「北満」への列車による移住が本格化すると、安東省公署と鴨緑江水電は水没地住民に対して強硬な対応を示した。40年3月、鴨緑江水電は「水没地田畝への播種を絶対に厳禁する方針であり、今年度に沈水しない田畝でも作農を絶対に許さない方針」を明かにした。このため、移住できないで現地に止まる農民と水没地付近の住民は一層困窮した。<sup>(46)</sup> さらに、鴨緑江水電は水没予定地域内にある家屋約1万戸の売却処分を開始した。売却価格は鴨緑江水電が購入した価格の約2割であり、40年度の結水期までに売却できない家屋建物はそのまま水没させる方針とした。このため、「いまだ移住できない住民は使っている家が壊されるのではないかと焦っていた」。<sup>(47)</sup>

こうした実力行使を背景に、40年2月堀内安東省次長は寛甸県内の水没地域に行き、現地住民と座談会を持った。この時点で朝鮮人約600戸が移住に反対し、現地に留まっていた。堀内次長は、土地代金と補償金はすぐ現金で支払い、4月までに支払いを完了する予定だと現地住民に述べた。<sup>(48)</sup> 40年4月、鴨緑江水電は水没予定地に散在する5000余戸の家屋と80余平方里の林野と総立木を伐採し、売却処分にすることにした。数日後から1日300名の人夫を使い、この作業を開始する予定だった。<sup>(49)</sup>

同年5月上旬になっても安東省公署の斡旋による満州国内の移住に従わず、現地に留まる朝

鮮人は「数百戸」に及んだ。この内34戸は「北満」への移住を希望したが、移送の時期が遅れたため、他の方策をとることになった。しかし、安東省公署は「まだ残っている2、3百戸は即時自ら撤去することを望み、もし国策を認識せず、撤収期が近づいても移住をしない場合は断固温和主義を棄て、強制撤去を断行する方策」<sup>60</sup>であることを明かにした。

40年5月1日付けで鴨緑江水電は水没予定地に残る170余戸、約600名に対し、5月17日までの期限付で「撤去令」を出した。「約600余名の住民は短い期限にどのようにすればよいかわからず当惑しており、残っている住民は会社側と警察当局に陳情書を提出し、今後の前後策を講究中」だった。<sup>61</sup>

このように、水没予定地に生活する人々の移住は、満州国と鴨緑江水電が当初予定したように順調に進まなかった。40年12月の時点で、水没地戸数は5860戸、水没地人員は39000名である。この内、すでに移住したのは、1312戸（22・4%）、14505人（37・2%）にすぎなかった。現地にはまだ3548戸（77・6%）、24945人（62・8%）が留まっていたのである。彼等は鴨緑江水電からすでに「移住費用」を支給されたものの、最後まで現地に留まらざるを得なかった。しかし、安東省公署の水没地住民処理委員会は、40年12月7日を最後に解散した。これによって行政レベルにおける満州国の住民移転問題は終了したのである。<sup>62</sup>

水豊ダムの完成により湛水が始まり、41年8月26日に終了した。しかし、その後も移住が実施された。満州国は39年に寛甸県の水没戸86戸を黒河省遼河県に移住させたが、その「成績が優良だった」ため、42年3月に寛甸県の100戸を同省同県に移住させたのである。<sup>63</sup>

### 3章・労働者の大量動員と現場の労働・生活

#### (1) 大規模な労働力動員

水豊ダム建設が行われた鴨緑江下流流域は、朝鮮側も満州国側も人口密度が低い地帯だった。施工に当たった建設会社の西松組、間組が統率する労働者の数ではこの巨大なダムを建設することは不可能だった。このため、朝鮮、満州国の双方で、強制、半強制によって建設労働者を大量に動員した。

満州国側の工事を担当した西松組は、主に三つの方法で労働者を集めた。第一に朝鮮内で総督府が行なう「官斡旋」、特に「道外斡旋」である。第二に、華北からの出稼労働者である「苦力」の移入である。第三に、水豊ダム建設地周辺の農村から「募集」した中国人労働者だ

った。こうした労働力の調達事情を、40年4月の西松組『社報』は「当初は人夫不足にて困難せるが、斡旋人夫及天津苦力の来着を得」<sup>64</sup>と記録している。

第一に、朝鮮総督府が実施した「官斡旋」政策とは、総督府の統括下に、道庁が必要な労働力を道内から動員する「道内斡旋」と、総督府が労働力の豊富な道から不足する道へ労働者を送る「道外斡旋」の二種類を総称するものである。「道外斡旋」は労働力が豊富な南部（全羅道、慶尚道）から、労働力が不足している北部（咸鏡道、平安道）への移送が中心だった。「官斡旋」の対象となったのは、土建、鉱業、交通運輸、工業の四部門に及び、この中で最も早くから実施され、かつ大多数を占めたのが土建部門であった。道外斡旋労働者を使用した建設会社の中で、西松組は間組に次いで第2位を占めている。西松組は「道外斡旋」の朝鮮人労働者を、満州国内の工事で使用したのである。<sup>65</sup>

実例を見てみよう。38年4月、南部より1200名の道外斡旋労働者が水豊に到着した。「その大部分は旅行見物気分の者多く、勤労を厭い漸次四散し、現在〔1938年12月〕三百二十六名に減じたるが、残留者は何れも誠実に就労し毎月郷里に送金し、また相当貯蓄する等、一般労働者の模範人物に認むる足りるものあり」という。<sup>66</sup>また、40年3月に鴨緑江水電は3000名の朝鮮人労働者を南朝鮮から移送する計画だった。第一隊として3月17日から19日までの3日間で、朝鮮南部から1650名の朝鮮人労働者が水豊に到着した。<sup>67</sup>

第二に、出稼労働者である苦力の移入である。朝鮮内で中国人の苦力を使用する場合、「王」という大苦力頭が朝鮮全土の権限を持っていたといわれる。王は総督とも差し向かいで話ができ、拳銃の携帯も特に許されていた。朝鮮内の建設業者は西松組も含めて、すべて王の手を経て、中国から苦力を移送していたという。<sup>68</sup>しかし、朝鮮を本拠地とする西松組は満州国内で苦力を確保することに苦心した。このため、西松組は満州国土建業界の大物榭谷仙次郎の下にいた苦力頭を紹介してもらい、彼と契約した。賃金の支払いは年に1回であり、天津に直接送金したという。<sup>69</sup>

満州国では大量の労働力を確保するため、34年4月から大東会社が苦力の統制を行っていた。大東会社は天津陸軍特務機関の指導のもとで設立された合名会社であり、本部を天津に設置し、査証事務所を各地に設置した。満州国は大東会社の査証を所持しない中国人が入国することを禁止した。しかし、38年に満州労働会が結成されると、これに一本化された。苦力は大把头、小把头などが掌握する把头制度によって運営されていた。これは「半農半工的性格を有する苦力労働力」を基礎とする「遺制的生産体制たる請負制度」である。その最も

典型的な「外包工制」として、事業主は出来高に応じて把頭に一定の金額を支払うのみである。事業主は把頭が管理する中国人労働者とはまったく関係せず、把頭が中国人労働者の募集、賃金支払、宿舍の提供、食事の付与など全ての業務を請け負った。苦力は中国の関内から流入（出稼）労働力に頼っていた。彼らは完全に土地から切り離された意味での労働者ではなく、家計補助的現金収入を求める一種の出稼労働者だった。季節性を持ち、故郷への帰還率も高く、また満州国での賃金所得をそこで消費するよりも、故郷へ送金するという特色をもっていた。彼等の雇用形態は、把頭による一括請負が一般的だった。<sup>60</sup>

第三に、現場周辺から「募集」した労働者である。満州国では中国共産党が指導する抗日武装闘争を鎮圧するため、農村を焼き払って「東辺道」一帯にあらたな「集団部落」を作った。目的は「無住地帯」を設定し、中国民衆と抗日武装部隊との繋がりをたち切るためだった。安東省では36年以前に49ヶ所の「集団部落」が結成されており、36年から3ヶ年計画でさらに219ヶ所の「集団部落」建設に着手した。<sup>61</sup>これらの「集団部落」から、労働者が無理やりに「募集」されたのである。

中国人張善元氏は、次ぎのように証言している。「私は寛甸県の歩達遠に住んでいました。あるとき私が住んでいる所が「集団部落」の対象になり、家を離れないと日本軍が火をかけて焼き払うというので、「集団部落」に行かざるを得ませんでした。「集団部落」では全員が囲いの中に押し込まれて外へ出ることを許されませんでした。そこには家も何もないので、仕方なく地面に穴を掘って住みました。そういう条件の悪いところで大勢と一緒に生活しているため、疫病が発生しました。死者が出て、毎日一人か二人の遺体が「集団部落」の外へ運び出されました。一家全員が死亡した家もありました。こうして私の家族も四人が死にました。春になって田畑のことをやらなければいけない時期になっても外へ出ることを許されず、ほんとうに生きて行くことができなくなりました。もし外へ出れば、銃を持って監視に立っている日本兵に撃ち殺されるので、どうしようもありませんでした。この〔水豊ダム〕工事に行けば数角の金でも稼げるといっているので、やむを得ない状況のもとで、募集に応じて拉古哨村へ来たのです」。<sup>62</sup>「集団部落」によって土地を追われた農民は生計の道を求めて、水豊ダム現場へと追い込まれたのである。

## (2) 現場の警備

水豊ダム建設では、鴨緑江の両岸に拠点が設けられた。朝鮮側は平安南道朔州郡九曲面九寧浦であり、満州国側は安東省寛甸県拉古哨である。水豊ダム建設地域は静かな寒村だった

が、37年10月ダム工事着工以来、急速に人口が増加した。

現場には鴨緑江水電の事務所、職員住宅、職員合宿（生氣寮、斗南寮）、倶楽部、供給所、病院、国民学校、憲兵隊、警察署、郵便局、水豊特設観測所などが次々と作られた。また、労働者用の飯場が大量に作られた。<sup>63</sup>

水豊ダム現場では急激に人口が増加し、39年9月現在、朝鮮側の朔州郡水豊洞は1万3000名、満州国の安東省寛甸県拉古哨には5000人が定着した。<sup>64</sup> さらに規模は拡大し、40年6月には朝鮮側の水豊洞が人口2万人（この内、日本人は1500人）に、満州側の拉古哨には8000名という一大集落が結成された。満州国側の拉古哨には西松組の事務所を中心に、飯場などが100件近く軒をならべた。<sup>65</sup>

鴨緑江、豆満江の流域一帯は抗日武装闘争の一大拠点だった。中国共産党が指導する抗日遊撃隊が満州国の各地で結成され、33年1月以降には東北人民革命軍となった。さらに、民族統一戦線を基盤とする東北抗日連軍への改編が始まり、36年7月に第一路軍、同年12月に第二路軍、39年5月に第三路軍が各々結成された。第一路軍の影響下、36年6月に朝鮮人全光らは「在満韓人祖国光復会」の設立を宣言した。37年6月第一路軍の金日成部隊約90名は、鴨緑江上流の朝鮮内の町普天堡を襲撃した。こうした東北抗日連軍に対抗するため、満州国内で関東軍は36年4月から39年3月まで3年間にわたる「治安肅正計画」を実施した。これによって、東北抗日連軍は多くの幹部が戦死したり、投降したりした。<sup>66</sup>

鴨緑江の右岸上流で抗日武装闘争が展開されていたため、水豊ダム工事現場は厳戒体制に置かれた。38年12月の時点で、朝鮮側は満州国側から抗日独立運動家が流入することを特に警戒した。総督府の史料は、「該工事場は満州側と連鎖的に行はるる関係上、時局柄在満不純分子等は地理的特異性を巧みに逆用し、労働者を仮装し、或は窮民を装い、本工事場に潜入し、以て主義宣伝、同志獲得、国情調査等の不純行為を<sup>67</sup>行する危険性また尠らざる等、国策的重要性を持つ本工事は高等、外事警察上に於てもまた厳密なる注意を要する対象」<sup>68</sup>であると述べている。

鴨緑江兩岸にわたる大量の労働者を監視するため、総督府と満州国は警備体制を徹底した。39年9月現在、平安道庁は水豊洞に31名の警官（警部補1名、巡査30名）を配置し、満州国は拉古哨に警左以下34名を駐在させた。合計65名の警察が工事現場を徹底的に監視し、保安取締、火薬類の取締、労働者の取締を行なった。

朝鮮側では巡査2名を配置し、制服巡査2名を隔日交代で現場に勤務させた。また、労働者

名簿（戸口調査式）を作成し、1ヶ月3回実地調査を行なった。特に「注意を要する者其の他容疑人物は直ちに本籍地又は前居住地に身元を紹介」した。さらに「各飯場入口に名札を掲示して、一見明瞭ならしめ」た。朝鮮側には、飲食店2戸、食肉販売業2戸、理髪業2戸が許可され、この他雑貨商6戸があった。しかし、これらは全て配下の直属であった。売春は厳禁され、一週間に1〜3回は一斉検挙を行なった。一般治安取締に関し、間組警備員2名、鴨緑江水電警備員10名を補助員とした。<sup>68</sup>

火薬類の取り締まりは「時局柄最も重要視すべきもの」であり、「鮮内は勿論対岸満州の治安に重大なる影響」があるため、運搬、出納、消費に厳密な監督・指導を行なった。特に満州国側の抗日武装活動が盛んなため、38年12月平安北道庁と安東省公署は協定を結び、火薬の貯蔵は全て朝鮮側貯蔵庫を利用し、火薬使用許可は朝鮮側所轄署長があたることとした。工事の発破は1日4回（午前6時、正午、午後6時、午前0時）に限定し、サイレンを合図に一斉に発破をすることにした。

労働者の指導・取締は嚴重だった。総督府の史料は、「各地より参集したる労働者は其の習性懦弱にして特に斡旋人夫の如きは国境の特殊性と仕事に慣れざる関係上頗る移動性多く、これがためこれらが到着したる場合はその都度一場に集合せしめて勤勉貯蓄を奨励」<sup>69</sup>した、と述べている。

抗日団体の襲撃に備えるため、西松組、間組の局長以上の幹部は常に拳銃を携帯していた。西松組の工事責任者は、「二年ぐらゐの間は苦勞しましたね。そのうちに警官が鉄砲をもってきましたし、それから憲兵隊が入りましたよ。それから高射砲が二つでしたか、三つでしたかできましたので、兵隊が入るようになって、それで安心してわれわれもピストルを十七、八丁持っていたのを警察に寄付しましたね」<sup>70</sup>と後に回顧している。

### (3) 現場での労働と生活

朝鮮側には南部から大量の道外斡旋土建労働者が送りこまれた。しかし、その一方では現場からの大量逃亡が続いた。このため、建設業者は「斡旋人夫」よりも他の労働者を重要視した。総督府の史料は、「企業者はその採算的見地その他よりして熟練労働者乃至実力ある労働者の狩集め手段として斡旋労働者の使用を厭い、或は他工事場よりの優秀労働者の募集を策し、又は満支人労働者の力量旺盛なるに着目して種々なる口実の下に制限外多量の支人労働者の使用を為さんとするものある」<sup>71</sup>と指摘している。朝鮮側の労働条件が劣悪だったために労働者の逃亡が続いた。しかし、満州側の労働条件はさらに苛酷だったと思われる。



満州国側の飯場を、張善元氏は次ぎのように語っている。「住んでいたのは、工事現場からそう遠くないところの飯場で、五十人くらいが一緒でした。壁は木の板、屋根はトタンで冬はとても寒く、夏は暑くてたまりませんでした。冬には壁板にセメント袋で目張りをして寒さを防ぎました。一番辛かったことは、食べ物が少なかったことです。毎日毎日決まりきったトウモロコシの粉とか、ウオトウ（窩頭）とかピン〔餅、粉を練って焼いたもの〕などで一回一個でした。もうけられる金はほんの僅かでしたが、それでも家族を養わなければならない者は、やむなくここへ働きに来ました。金がないから冬でも綿入れの服を着ることができず、麻袋をまとってでも働くしかなかったのです」。

また、董玉発氏も、「飯場はコーリヤンの茎を組んでつくったもので、オンドルで寝ましたが火は炊事の時におこしたただけでした。四〇～五〇人が同じ部屋で寝起きしました。食事は大豆のもやしで作ったスープとウオトウ。始めはウオトウにも制限がありましたが、後はしっかり仕事をさせるために制限がなくなりました。冬のフutonは自分が家から持ってきたものを使い、支給は一切ありませんでした。冬の一番寒い時期でも綿入れの服を一枚着ているだけでした。貧しくて中に着る服がなく、綿入れを一枚だけ着て縄で縛って働きました。綿入れのない人は麻袋をかぶって働くしかありませんでした。冬場はふつう綿入れの靴を履きますが、私たちが履いていたのは地下タビでした。くつ下などあるはずもなく、私たちの足は紫色に腫れあがり、体には霜がおりました。本当にひどい目にあいました」<sup>73</sup>と述べている。

張善元氏は、現場では「募集」時の条件が守られず、賃金が「ガラ票」で払われたという。「賃金は足場工が一日一・三元～一・四元、何の技術もない苦力は一日一元～一・三元でした。支払われたのは本物のお金ではなくガラ票という切符でした。拉古哨ではガラ票でしたが、朝鮮側は金票（中略）が使われていました。ガラ票は毎日支払われましたが、すぐに使うと目減りしました。（中略）私は一日一元もらえるという約束だったのに、七角しかもらえませんでした。募集するときには、うまいことを言うのに、実際は違っていました」。<sup>74</sup>ガラ票とは、日本の建設現場で一般的だった伝票制度のことである。満州側では、こうした伝票制度によって労働者の賃金はさらに搾取された。加えて、38年6月に満州側で伝票偽造事件が発生した。被疑者13名中、4名は朝鮮側で、9名は満州側で逮捕された。また、同じ頃満州側に「悪質伝票仲買人」が入りこんだ。<sup>75</sup>こうした事件は現場の労働者に大きな被害を与えた。

苛酷な労働環境のため、現場では次のような歌が歌われたという。「拉古哨に来たら 荷物

は投げ置かれたまま、食べるのはドングリ粉、もらうのはガラ票、病気になっても直さない、息があるのに投げ捨てさ」。<sup>78</sup> 時には、大火事の被害も受けた。40年8月25日午後4時頃、拉古哨の西松組の飯場から出火し、4時間に渡って燃え上がる大火事となった。飯場15棟が全焼、5棟が崩壊した。これによって負傷者は20名に達した。また、朝鮮人被災民は200余名に達した。<sup>79</sup>

労働中の事故に関する新聞記事は、一件しか見当たらない。40年4月5日「午前十一時頃、朝鮮人職工一名は作業時、仮堰堤から落ちて即死した。また、三月二十七日も現場の作業時、朝鮮人職工一名が同様に落ち、即死した」。<sup>80</sup> しかし、実際には多くの犠牲者を出したのである。水豊ダム工事による死者の数は、二つの史料がある。第一に、41年9月27日、水豊発電所式典の前日に「殉職者記念碑」前で殉職者慰霊祭がおこなわれた時点での数である。<sup>81</sup>

表2 水豊ダム建設の犠牲者（1937～1941年9月） 単位：人

	朝鮮人	「満支人」	日本人	合計
西松組	43	48	3	94
間組	54	24	0	78
鴨緑江水電	5	0	1	6
合計	102	72	4	178

〔「殉職者慰霊祭」『西松組社報』1941年8月号、4～5頁〕

表2のように合計178名である。朝鮮側（間組）より満州側（西松組）の数が多く、また満州側（西松組）では朝鮮人より「満支人」の数が若干多い。民族別に見ると、朝鮮人、「満支人」の死者が圧倒的（合計97・8％）である。水豊ダム建設は、朝鮮人、中国人の犠牲によって築かれたのである。

37年から45年まで工事全体の死者の数は不明である。戦後もっとも早い時期に日本窒素が記録した史料では、「約300名」としている。<sup>82</sup> 朝鮮側、満州側の死者の内訳は不明である。また、負傷者数についてはまったく不明である。しかし、多くの負傷者がでたことは生存者の証言からも明らかである。

張善元氏は、満州国側の事故を次ぎのように述べている。「事故や負傷はしょっちゅうのことでした。高いところから、足を踏み外したり、コンクリートミキサーが落ちて来てケガをしたり、ワイヤーロープが足にからみついてけがをしたり、本当にいろいろな事故が相次ぎ

ました。基礎打ちの工事が終わってからは、私は木工の仕事にかかり、工事の完成まで型枠を作る仕事をしました。木工房で型枠を作っているとき、原木を吊ったワイヤーロープが緩んで原木が落下し、下にいた十数人の木工が死にました。工事現場で事故が起きると、工期が遅れるのを恐れて日本人も監督もあわてふためいて、直ちに処理しました。死亡しても金が支払われることもなく、薄い板で作った棺おけで遺体を運びだして埋めました。<sup>80)</sup>

また、董玉発氏は「あるときコンクリートを流す型枠で「勞工」を殴り殺すのを見たことがあります。またダムへ鉄筋を運んでくる時に、それが崩れ落ちて一時に十数人がその下敷きになって死にました。(中略) 当時募集されて来た人々、さらには捕まえられて来た人々も、しょっちゅう苛められました。たくさんの死者の中には、水の中での作業が非常に危険なので、溺れて死んだりする人々もたくさんおりました。何ら安全措施を取らずに「勞工」をそこへ追い込みましたので、水に押し流されて死んだ人もおりました」<sup>81)</sup>と述べている。曲振緒氏は1941年、13才の時、現場で「童工」として働いている時、作業中の車の事故で右足を切断したが、治療もしてもらえなかった。切断した足はそのまま埋められてしまったという。<sup>82)</sup>

工事による死傷者以外に水豊ダム工事の労働者に大きな被害を出したのは、伝染病による死傷者である。朝鮮では40年から工事現場や工場で、発疹チスフ、赤痢、天然痘、回帰熱、アメーバー赤痢などの伝染病が蔓延した。<sup>83)</sup> 水豊ダム建設現場の朝鮮側で、大きな被害がでたとは伝えられていない。しかし、満州側では状況が一変した。多くの飯場に伝染病が蔓延し、多数の死者が出た。伝染病はまず「集団部落」に発生し、これが満州側の西松組の飯場に拡大した。董玉発氏は「病気にかかって動けなくなった人は、隔離所へ送られました。病気になって、把頭が動けないと判断したら隔離所に送りました。病気になっても働ける間は食事を与えましたが、ダメダということになると、隔離所へ入れてドアを締めてもう一切構いませんでした。食事も与えませんでした。なかにはまだ息があるのに埋められてしまった人もありました」<sup>84)</sup>と証言している。

隔離所は「太平房」といい、死者を埋めた「万人坑」は水豊ダム北方の小高い丘の上にある。現在中国では水豊ダム建設時の病死者の数を約5000名と推定している。「万人坑」から発掘された遺骨には、「手かせをつけられたり、数人が一緒に針金でしばられたり、胸に刀の傷をつけられた」ものがあったという。<sup>85)</sup> この衝撃的な事実はこれまで全く日本で知られていなかった。詳細な実態の解明は、今後の課題である。

## おわりに

以上、水豊ダム建設を満州国の立場から検討してきた。これらを要約すれば、次の通りである。

第一に、満州国における水力開発は「経済開発5ヶ年」計画との関連から急速に浮上してきた。鴨緑江開発計画は当初満州国から朝鮮側に提案された。これが朝鮮総督府の進める「鮮満一如」の象徴として取り上げられ、満州国と朝鮮総督府の共同事業となった。水豊ダム建設の計画、施工には朝鮮側の野口遵、久保田豊などがあたった。しかし、実際には日本政府の国策として進められたものである。

第二に、満州国側の水没地は安東省の寛甸県を中心に広範囲に及んだ。この地域内には中国人、朝鮮人農民が多数居住していた。水没地住民は大多数が浜江省、吉林省などの「北満」に移送された。水没地住民の中では小作人などが比較的早い時期に「北満」へ移住した。これに対し、自作農、地主などは移転料や補償費用をめぐる対立し、最後まで現地にとどまり、満州国安東公署や鴨緑江水電と対立した。

第三に、大量の建設労働者は施工した西松組によって集められた。大きく三つの集団で構成された。まず、朝鮮総督府が実施した「道外斡旋」によって南朝鮮から移送された朝鮮人労働者たちである。次に、西松組が契約した中国人把头によって集められた出稼労働者（苦力）である。最後に周辺の「集団部落」から「募集」した中国人である。現場の労働条件は過酷であり、多くの死傷者をだした。特に「集団部落」からの伝染病が宿舎に広がり、驚くべき病死者を出した。

## [補註]

- (1) 日本窒素肥料株式会社調査部編『水豊堰堤工事誌』（同社、1949年）（日本工営株式会社資料室所蔵）。朝鮮電気事業史編纂委員会編『朝鮮電気事業史』（中央日韓協会、1981年）参照。1945年以後の水豊ダムに関しては、遼寧省地方志編纂委員会弁公室編『遼寧省志—電力工業志』（遼寧科学技術出版社、1996年）37～38頁参照。
- (2) 間組百年史編纂委員会編『間組百年史・1889—1945』（同社、1989年）。広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題—朝鮮側を中心に」『朝鮮学報』139号（1991年4月）。同「軍需景気と電力建設工事」、玉城素編著『産業の昭和社會史⑩土木』（日本經濟評論社、1993年）。

同「植民地朝鮮における水豊発電所建設と流筏問題」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』1号（1998年3月）。

- (3) 満史会編『満州開発四十年史』（謙光社、1964年）82頁。満州回顧集刊行会編『あゝ満州一  
国作り産業開発者の手記』（同刊行会、1965年）66頁。満州国史編纂委員会編『満州国史・  
総論』（満蒙同胞援護会、1970年）93頁。国際善隣協和会編『満州建国の夢と現実』（同会、  
1975年）193頁。「満州電業史」編纂委員会編『満州電業史』（満州電業会、1976年）472頁。  
黄文雄『満州国の遺産—歪められた日本近代史の精神』（光文社、2001年）269頁。
- (4) 山口本生「満州水力資源昔がたり」、満州電業外史編さん委員会編『思い出の満州電業』  
第1巻（満州電業会、1982年）12～13頁。
- (5) 前掲書『満州電業史』、472頁。
- (6) 御手洗辰雄『南次郎』（南次郎伝記刊行会、1957年）327～360頁。日中戦争期の南について  
は、照沼康孝「昭和十年代の宇垣系軍人」、有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』（吉  
川弘文館、1993年）参照。
- (7) 堀和生「『満州国』における電力業と統制政策」『歴史学研究』564号（1987年2月号）18頁。
- (8) 「鴨電建設部長佐藤時彦氏語る」『朝鮮』1941年9月号、43頁。久保田豊「野口さんと鴨緑  
江開発」、高梨光司編『野口遵翁追懐録』（同編纂会、1952年）773～774頁。
- (9) 朝鮮総督府編『鴨緑江開発委員会関係』（安達遂氏所蔵）276頁。この史料に関しては、前  
掲広瀬貞三論文「水豊発電所による水没地問題」『朝鮮学報』139号、補注<sup>(13)</sup>参照。
- (10) 前掲山口本生論文「満州水力資源昔がたり」、12～13頁。
- (11) 前掲堀和世論文「『満州国』における電力業と統制政策」『歴史学研究』564号、18頁。
- (12) 前掲書『満州電業史』579頁。内田弘四編『豊満ダム—松花江堰堤発電工事実録』（大豊建  
設、1979年）参照。豊満ダム建設時における中国人労働者の状態は、中国共産党吉林省委  
党史研究室・中共豊満発電廠委員会編『劳工血泪史』（同会、1991年）参照。
- (13) 前掲久保田豊「野口さんと鴨緑江開発」、775～776頁。「満州関係者座談会」、前掲書『野  
口遵翁追懐録』976～987頁。
- (14) 小磯国昭『葛山鴻爪』（中央公論事業出版、1963年）82頁。
- (15) 宇垣一成著角田順校訂『宇垣一成日記』2（みすず書房、1970年）1033頁。
- (16) 佐藤時彦「鴨緑江水豊堰堤工事概要」『土木学会誌』1944年1月号、13～14頁。佐藤時彦  
『土木人生五十年』（中央公論事業出版、1969年）136～137頁。

- (17) 御手洗辰雄『南総督の朝鮮統治』（京城日報社、1942年）106頁。
- (18) 「鮮満国境の共同開発」『満州評論』12巻4号（1937年6月）6～8頁。
- (19) 森谷克巳「鮮満一如一その意味、諸施設経営と朝鮮の地位」下、『満州評論』12巻15号（1937年9月）5頁。前掲書『南総督の朝鮮統治』105～128頁。
- (20) 前掲書『南次郎』437頁。
- (21) 前掲書『南総督の朝鮮統治』71頁。
- (22) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第6巻（岩波書店、1950年）54～55頁。
- (23) 『鴨緑江開発委員会』276頁。
- (24) 前掲書『朝鮮電気事業史』290～291頁。
- (25) 橋内徳目「理論に裏づけられた実行」、原口忠次郎の横顔刊行会編『原口忠次郎の横顔』（同会、1966年）126～127頁。原口は1939年に満州国より帰国後、内務省神戸土木出張所所長（39～43年）、参議院議員（47～49年）、神戸市長（49～69年）を歴任する。
- (26) 前掲書『朝鮮電気事業史』290～292頁。
- (27) 前掲書『朝鮮電気事業史』296頁。
- (28) 飯吉精一編『榊谷仙次郎日記』（榊谷仙次郎日記刊行会刊、1969年）、1937年5月7日、18日付。
- (29) 前掲書『朝鮮電気事業史』535頁。前掲書『間組百年史』上巻、342頁。
- (30) 佐野勇吉編『創業回顧』（西松組、1940年）51～53頁。創業百年史編纂委員会編『西松建設創業百年史』（西松建設、1978年）88～89頁。
- (31) 『西松組社報』1941年10月31日号（西松建設所蔵）。
- (32) 前掲広瀬貞三論文「水豊発電所建設による水没地問題」、5～6頁。
- (33) 「鴨緑江ダム工事の進展」『満鮮日報』1941年3月4日付。『満鮮日報』は、39年12月1日から40年9月30日までは影印本『満鮮日報』全5冊（亜細亜文化社、1988年）を使用した。それ以降、42年10月29日までは早稲田大学図書館所蔵のマイクロフィルムを使用した。『満鮮日報』の欠号に関しては、大村益夫・李相範編『『満鮮日報』文学関係記事索引』（同人、1995年）1～3頁参照。
- (34) 満州国通信社編『満州国現勢・康德三年度』（同社、1939年）186頁。
- (35) 永塚利一『久保田豊』（電気情報社、1966年）214頁。
- (36) 「鴨江水電埋没地民 移住対策を協議」『東亜日報』1938年3月25日付。

- (37)「経費十八万円で水没地実情を調査」『東亜日報』1938年5月28日付。
- (38)「鴨江水没地移住民 善後処置対策遂に決定」『満鮮日報』1940年2月5日付。
- (39)「満州側水没地住民 五万名移住策決定」『東亜日報』1938年8月3日付。
- (40)姜益善「氷点下の鴨緑江水没地 (完)」『満鮮日報』1940年2月1日付。
- (41)「鴨江水没地移住民 善後処置対策遂に決定」『満鮮日報』1940年2月5日付。
- (42)「鴨江水没地移住民 善後処置対策遂に決定」『満鮮日報』1940年2月5日付。浜江省の農業については、前掲広瀬貞三論文「水豊発電所建設による水没地問題」25頁参照。
- (43)「満州側水没地農民移住光景」『東亜日報』1940年2月6日付。
- (44)「鴨緑江水没地帯の移住民千七百戸 哈市駅頭で希望を失い彷徨」『満鮮日報』1940年1月28日付。
- (45)「鴨江水没地移住民 善後処置対策遂に決定」『満鮮日報』1940年2月5日付。
- (46)「水没地作農厳禁」『満鮮日報』1940年3月5日付。
- (47)「鴨江水没家屋 売却処分を開始」『満鮮日報』1940年3月5日付。
- (48)「鴨江水没地帯住民 北満移住を自願」『満鮮日報』1940年3月26日付。
- (49)「鴨江水電水没地 立木家屋処分」『満鮮日報』1940年4月20日付。
- (50)「水没地残存住民は速やかに撤去せよ」『満鮮日報』1940年5月12日付。
- (51)「水電会社撤去令に住民善後策講究」『満鮮日報』1940年5月15日付。
- (52)「鴨緑江ダム水没地農民 移住事業を遂に完了」『満鮮日報』1940年12月4日付。
- (53)「北満移住後統部隊 寛甸水没地から百戸移住」『満鮮日報』1942年3月21日付。
- (54)『西松組社報』28号(1940年4月)42頁。
- (55)広瀬貞三「植民地期朝鮮における官斡旋土建労働者一道外斡旋を中心に」『朝鮮学報』155号(1995年4月)、10~12頁。
- (56)『鴨緑江開発委員会関係』212頁。
- (57)「南鮮斡旋人夫 鴨江水電ダム工事に千六百五十名着駅」『満鮮日報』1940年3月21日付。
- (58)河合泰介「西松組維新の頃」第8回、『西松建設社報』1970年12月号、31~32頁。
- (59)「朝鮮の水力発電工事・座談会記録(2)」、電気土木工業協会・電力建設業協会編『日本土木建設業史』(技報堂、1971年)751頁。
- (60)高野武雄撰『満州労務管理概論』(大学書房、1939年)。中村孝俊『把头制度の研究』(労働科学研究所、1944年)。松村高夫「満州国成立以降における移民・労働政策の形成と展開」、

- 満州史研究会編『日本帝国主義下の満州—「満州国」成立前後の経済研究』（御茶の水書房、1972年）242頁。張声振「土木建築」、松村高夫他編著『満鉄労働史の研究』（日本経済評論社、2002年）213～248頁。
- (61) キムチョンミ（金静美）『中国東北部における抗日朝鮮・中国民衆史序説』（現代企画室、1992年）349～358頁。
- (62) 中国人強制連行・西松建設裁判を支援する会編『水豊ダム現地調査報告集—戦前の「水豊」から「安野」の今へ・西松建設の戦争責任』（同会、1999年）37～38頁。（以下、『水豊ダム現地調査報告集』と略す）。水豊ダム建設の労働力動員がどのように実施されたのかを明らかにした貴重な証言である。
- (63) 前掲書『朝鮮電気事業史』418頁。
- (64) 『鴨緑江開発委員会関係』131頁。
- (65) 「二十世紀の一大偉業水豊発電所近々完成」『満鮮日報』1940年6月22日付。
- (66) 徐大肅著林茂訳『金日成一思想と政治体制』（御茶の水書房、1992年）19～53頁。和田春樹『金日成と満州抗日戦争』（平凡社、1992年）71～314頁。
- (67) 『鴨緑江開発委員会関係』239頁。
- (68) 『鴨緑江開発委員会関係』213頁。
- (69) 『鴨緑江開発委員会関係』135頁。
- (70) 前掲書『日本土木建設業史』752頁。
- (71) 『鴨緑江開発委員会関係』238頁。
- (72) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』41～42頁。
- (73) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』45～46頁
- (74) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』42～43頁。
- (75) 『鴨緑江開発委員会関係』240頁。
- (76) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』28頁。
- (77) 「拉古哨に大火 飯場十五棟全焼」『満鮮日報』1940年8月30日付。
- (78) 「鴨江ダム現場で職工二名が惨死」『満鮮日報』1940年4月11日付。
- (79) 「殉職者慰霊祭」『西松組社報』1941年8月号、4～5頁。
- (80) 前掲書『水豊堰堤工事誌』292頁。
- (81) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』41頁。



- (82) 前掲書『水豊ダム現地調査報告書』44頁
- (83) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』47頁
- (84) 前掲広瀬貞三論文「植民地期朝鮮における官斡旋土建労働者」13頁。
- (85) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』46頁。
- (86) 前掲書『水豊ダム現地調査報告集』51頁。